

6 高自共第 855 号
令和 7 年 2 月 13 日

株式会社 G F
代表取締役 藤崎 耕治 様

高知県知事 濱田 省司
(公 印 省 略)

計画段階環境配慮書に対する知事意見について

令和 6 年 11 月 18 日付けで送付のあった「(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年通商産業省令第 54 号)第 14 条第 3 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は別紙のとおりです。

「（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画 段階環境配慮書」に対する高知県知事意見について

本事業は、株式会社GF（徳島県阿南市黒津地町山下5番地1）が、高知県香美市及び長岡郡大豊町の行政界周辺において、総出力（最大）154,800kWの風力発電施設を設置するものである。

本事業の更なる検討に当たっては、環境影響を回避又は極力低減するため、下記の事項を考慮し、専門的知識や情報を有する者からの助言等を踏まえて、適切な調査、予測及び評価の実施を検討するとともに、有識者、地域住民等から示された懸念事項に十分配慮すること。

また、これらの検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切かつ具体的に示すこと。

1 総括的事項

（1）地域住民等への説明

本事業を進めるに当たっては、地元自治体を始めとする関係機関等と十分調整するとともに、地域住民等に対し、分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明を行い、地域住民等から理解を得られるよう努めること。

また、事業計画の立案、実施等に支障のない範囲で、ホームページの活用等により、積極的な情報開示に努めること。

（2）今後の環境影響評価の手続き

方法書以降の手続においては、科学的根拠に基づく最新の知見及びデータを用いて、調査、予測及び評価を行い、事業計画に反映させること。

なお、方法書の作成に当たっては、事業実施想定区域及びその周辺の自然環境等について、専門的知識や情報を有する者にヒアリングを行ったうえで、調査、予測及び評価の方法を検討すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、事業性や代償措置を優先的に検討しないこと。

（4）事業計画の見直し

検討の過程において、重大な環境影響を回避若しくは低減できない場合又は回避若しくは低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業実施区域の見直し、風力発電施設の配置等の再検討及び基数の削減を含む抜本的な見直しを行うこと。

2 個別事項

（1）騒音及び超低周波音

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設を住居から離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境への影響

事業実施想定区域及びその周辺は、水源かん養保安林に指定されており、その下流は飲料水・生活用水となる簡易水道や農業用水の水源地である。また、物部川流域では長年にわたり、関係機関等が物部川の濁水問題に取り組んでいる。風力発電施設の設置や作業道の敷設等の工事に伴い、地形が改変されることで、下流の水源地や物部川流域への土砂及び濁水の流出、水質・水量の変化等の水環境への重大な影響が懸念される。このため、河川や沢筋あるいは地下水等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、裸地が発生する工事期間中はもとより、工事完了後においても風力発電施設の設置場所や作業道等からの土砂及び濁水の流出防止対策を講じるとともに、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境への影響

本事業は、尾根筋に最大36基の風車を設置するものであり、大規模な土地の改変が予想される。事業実施想定区域及びその周辺には、土砂流出防備保安林、土砂災害警戒区域等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域であることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の改変量を可能な限り抑制し、土地の改変に伴う自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、春季のサシバ（高知県レッドデータブック2018動物編（以下「県RDB2018」という。）：絶滅危惧Ⅱ類）の主要な渡りの経路となっているほか、クマタカ（県RDB2018：絶滅危惧Ⅰ類）やツキノワグマ（県RDB2018：絶滅危惧Ⅰ類、県指定希少野生動植物）の生息地が存在している可能性が高く、風力発電施設の設置や作業道の敷設等の工事に伴う土地の改変や施設の稼働により、渡り鳥や希少野生動物への重大な影響が懸念される。このため、風力発電施設の位置、規模等の検討に当たっては、専門的知識や情報を有する者からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、バードストライクや希少野生動物の生息への影響を回避又は極力低減すること。

イ ニホンカモシカ（国指定特別天然記念物）、ヤマネ（国指定天然記念物）等の貴重な哺乳類等が生息している可能性があることから、方法書以降において十分調査し、野生動物の生息への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系

事業実施想定区域及びその周辺は、特定植物群落やブナ林など植生自然度の高い区域を含み、生物多様性の保全の観点から重要な地域であるが、風力発電施設の設置や作業道の敷設等の工事に伴う土地の改変により、希少野生植物の生育、地域の植生及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、特定植物群落や植生自然度の高い区域を事業実施区域から極力除外するとともに、当該区域を事業実施区域に含む場合は、区域の全域を調査対象とし、事業実施に伴う影響を回避又は極力低減すること。仮に事業実施区域から上記の区域を除外した場合でも、その間に緩衝帯を設け、事業実施に伴う影響を低減すること。また、風力発電施設の位置、規模等の検討に当たっては、伐開面積を最小限に抑える等の策を講じ、希少野生植物の生育、地域の植生及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点として梶ヶ森等が存在しており、本事業の実施により、これらの眺望点からの景観に対する重大な影響が懸念される。また、計画段階環境配慮書では、事業実施想定区域周辺の住宅地や市街地からの眺望について調査されていないため、それらの地点からの景観への影響が懸念される。このため、風力発電施設の位置、規模等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域及びその周辺には、登山道等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、直接改変によるほか、景観の変化や施設の稼働等に伴い、影響が懸念される。このため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。

(8) その他

ア 本県では、高知県清流保全条例第9条の規定により定めた「物部川清流保全計画」（平成20年7月）に基づき、関係機関等と連携した清流保全活動の実施や啓発を行うとともに、住民による取組を支援している。事業実施想定区域及びその周辺には、同計画の対象区域内の河川及び森林が含まれており、水環境及び自然環境への重大な影響が懸念される。このため、上記でも述べたとおり、物部川の清流保全の取組に影響を与えないようにすること。

イ 事業実施想定区域の近隣には、既設の風力発電施設が存在し、また、他事業者による風力発電施設の建設が計画されていることから、本事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、既設の風力発電施設に係る調査結果、環境影響評価図書、公開情報等の収集や、他事業者との情報交換に努め、累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置等を検討すること。

ウ 事業実施想定区域周辺に位置する高板山には安徳天皇御陵跡があり、周辺地域には安徳天皇の潜幸にまつわる話が伝承されている。事業を進めるに当たっては、地域の歴史について専門的知識や情報を有する者、土地等の管理者、利用者、地域住民、関係自治体の意見を踏まえ対応すること。

3 関係市町の意見

事業実施想定区域を管轄する市町の首長から提出された意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。